

[FC店版] ヒアリング対象：店長

認証制度項目		ガイドライン			確認基準	事前準備物
大項目	小項目	目次	ページ	区分		
1. リユースモバイルビジネス運営のための仕組み・体制の整備	1-1 リユースモバイル端末事業者	1.2(3)	P3	要求	一般消費者との間でリユースモバイル端末の買取・販売の両方またはいずれかを行っている	
	1-2 監視体制、従業員教育の整備等	2(3)	P6	要求	遵守すべき法令に応じた社内(監視)体制の整備および人材教育を実施している	
2. リユースモバイルビジネス運営に関する留意事項	2-1 リユースモバイルビジネス全般に関する留意事項	2(1)	P5	必須	関連法令を把握し、遵守している	
	2-2 古物営業法	2(2)1	P5	必須	古物営業許可取得および古物営業法で定められた手順で業務を行っている	古物営業プレート
	2-3 個人情報保護法	2(2)2	P5	必須	顧客の個人情報は、個人情報保護法に基づき、適切に取り扱っている	
	2-4 特定商取引法	2(2)3	P5	必須	特定商取引法に基づき、消費者への適正な情報提供を行い、不当な勧誘行為を行わない	
	2-5 電波法、電気通信事業法	2(2)4	P5	必須	技適マークの有無を確認している	マニュアル
	2-6 不正競争防止法	2(2)5	P5	必須	コピー品や不正改造された端末は、不正競争防止法に基づき、対処している	マニュアル
	2-7 パーゼル法	2(2)6	P5	必須	輸出入をする場合、パーゼル法に基づき、適性な手続きを行い、有害物質を伴った廃棄物に該当しないことを確認している	
	2-8 電波法、電気通信事業法	2(2)7	P5	必須	修理して販売する場合、登録修理業者に登録するか、または登録修理業者、キャリアショップや端末メーカーに修理依頼している	
	2-9 廃掃法、小型家電リサイクル法	2(2)8	P5	必須	リユース不可能な端末は、廃掃法や小型家電リサイクル法等に従い、適切な処分を行っている	
3. 買取業務について	3-1 古物営業法に準じた買取時の必要項目	3.2(1)	P10	必須	古物営業法および個人情報保護法に基づき、買取依頼者の身元確認等の対応を行っている	マニュアル
		3.2 オペレーションガイド	P10	必須	非対面の場合の買取依頼者の身元確認方法を正しく行っている	
				必須	盗品でないことの確認（品触れ）を行っている	マニュアル
				必須	買取時に取引内容の帳簿記載を行っている	
	3-2 買取時の安心安全評価	3.2(3)	P11	要求	端末ロック等に関する確認を行っている	マニュアル
				要求	利用者情報の残存確認を行っている 非接触型 IC カード情報が消去されている確認を行っている	マニュアル
				要求	不良端末でないことを確認を行っている	マニュアル
	3.2(3)オペレーションガイド①	P12	要求	買取依頼者による措置（端末ロック解除等）において、NG である場合はその場で買取依頼者に対応を依頼している		マニュアル
	3.2(3)オペレーションガイド⑦	P13	要求	シリアル・型式を確認し、機種を特定する。 特定できない場合は買取らない		マニュアル

		3.2(3) オペレーションガイド⑧	P13	要求	バッテリーの膨張・発熱を確認している	マニュアル
		3.2(3) オペレーションガイド⑨	P14	要求	リコール対象商品でないことを確認している	マニュアル
4. 検査・格付業務について	4-1 検査・格付時の安心安全評価	3.3(2)1	P15	要求	端末ロック等に関する確認を行っている	
				要求	ネットワーク利用制限に関する評価を行っている	
				要求	利用者情報の残存確認を行っている 非接触型 IC カード情報が消去されているかの確認を行っている	
	4-2 検査・格付時の外装評価	3.3(2)2	P17	要求	外装評価を正しく実施している	
	4-3 検査・格付時の機能評価	3.3(2)3	P18	要求	機能評価を正しく実施している	
5. 販売業務について	5-1 販売時の情報表示	3.4(3)	P26	要求	消費者の購入判断に資する「商品情報の表示」および「格付の内容表示」を行っている	
	5-4 保証について	3.4(5)	P32	要求	商品に関して、保証を付けて販売している *ネットワーク利用制限（赤ロム）に対する保証も含む	
6. 利用者情報の消去について	6-1 利用者登録情報の消去	3.5(2)	P34	要求	利用者情報（非接触型 IC 情報とそれ以外の情報）の消去処理を実施している	
	6-2 買取済み商品に利用者情報が入っていた場合の対応			要求	利用者方法が消去できない場合は廃棄または再資源化するか、記憶領域を含む基板を除去部品と利用として販売している	
	6-3 利用者情報の確認方法			要求	作業を実施した担当者以外の第三者により、データ消去が適正になされ、利用者情報が確實に消去されていることを確認している	
7. リファービッシュ品の取扱について	7-1 リファービッシュ品の販売	4	P37	推奨	リファービッシュ品の取扱いを確認し、取扱いがある場合は注意喚起しているかを確認している 取扱いがない場合は該当無しとして認証評価影響なし。 取扱いがある場合は必須	